

医事関係訴訟委員会における、裁判所に対するアンケートの結果について  
(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)

※平成13年7月の医事関係訴訟委員会設置後、平成15年12月末日までに提出された20件を対象とする。

1 本件の終了事由は何ですか。

- ア 判決 ( 9 )
- イ 和解 ( 11 )
- ウ その他 ( 0 )

2 和解で終了した場合、鑑定が当該和解でどのように役立ったかについて、特段の支障がなければコメントを簡単に記載してください。

- ・的確な鑑定結果が得られたことにより、合理的な和解案を提示することができた。
- ・説得力を持つ鑑定結果が出たので、鑑定結果に沿った和解を勧告し、成立した。
- ・専門的見地からの説得力のある鑑定結果が出たので、和解の動機付けとなった。
- ・鑑定の結果、判決の結論が予想できたので、和解金額が決まり、和解が成立した。
- ・鑑定書提出により、当事者に和解の機運が高まり、早期に和解が成立した。
- ・当事者の一方に不利な鑑定意見であったが、鑑定結果にある程度納得した上で、当事者双方が和解に応じた。鑑定を経なければ、和解はできなかったと思われる。
- ・当事者の一方の主張に沿う鑑定結果が出たことにより、他方当事者が柔軟に和解に応じた。
- ・鑑定により、当事者の一方の主張が否定されたので、当事者双方が鑑定結果に従い、和解に応じた。鑑定書提出後、早期に和解が成立した。
- ・鑑定により、当事者の一方が従前の方針を変更し、和解に応じる契機となった。
- ・鑑定により、和解の前提となる損害金算定の根拠となる障害レベルが確定できた。
- ・鑑定及び補充鑑定を快く引き受けてもらえたおかげで、鑑定結果に沿った形で速やかに和解することができた。

3 判決で終了した場合、鑑定が当該裁判手続の中でどのように役立ったかについて、判決書に記載されている点以外にもポイントとなる部分がありましたら、簡単に記載してください。

- ・複雑かつ専門性の高い領域についての事案であったため、鑑定を行うことなく判断することは不可能であった。また、複数の専門領域の鑑定人を選任するという特殊性から、医事関係訴訟委員会による推薦が非常に有益であった。
- ・速やかに鑑定人候補者の推薦をいただき、事案に最適な、専門分野の異なる鑑定人二人を選任することができた。鑑定結果も早期に提出していただいた。
- ・鑑定事項を整理する際に、鑑定人から意見を聞き、適切な鑑定事項を確保できた。
- ・人証調べに鑑定人に立ち会ってもらったことにより、適切な尋問が行われた。
- ・鑑定人尋問を実施し、鑑定書の内容を口頭で補充してもらったことにより、判決を書く際に役立った。
- ・鑑定の結果を踏まえて原告が主張を変更した結果、真実に近い争点設定ができた。
- ・鑑定書に鑑定意見の前提や根拠となる詳細なデータや文献を引用されていたので、現場における医療行為の実際を把握することができた。
- ・鑑定事項が詳細にわたっていたにもかかわらず、早期に鑑定結果を出してもらうことができた。また、補充鑑定の依頼にも、快く応じてもらえた。